

公益社団法人 SV リーグ

SVL 準加盟クラブ規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人 SV リーグ（以下、「SVL」という。）規約第 19 条に基づき、SVL 準加盟クラブ（以下、「準加盟クラブ」という。）に関する事項を定める。

第2条〔準加盟クラブの地位〕

SVL は、SVL に入会する一般会員に準じる地位として、準加盟クラブをクラブライセンスとは別の手続をもって認定する。

第3条〔準加盟クラブの権利〕

準加盟クラブは、次の各号の権利を得ることができる。

- ① 自己の製作物（名刺やパンフレット等を含む。）において、「SVL 準加盟クラブ」と記載して広く对外公表すること。ただし、SVL のマークやロゴ、エンブレム等の使用は不可とする
- ② 代表理事の承認を得た者による、SVG の実行委員会への陪席
- ③ 翌シーズン以降を対象とするクラブ SVG ライセンスの交付の申請者

第4条〔準加盟クラブの義務〕

準加盟クラブは、次の各号を履行しなければならない。

- ① 規約および関連諸規程の遵守
- ② SVL が指定する会議および研修への出席
- ③ SVL 入会に向けた着実な準備
- ④ 準加盟クラブ認定に関して SVL が行う調査および聴聞の協力
- ⑤ 準加盟クラブ認定に関して SVL が徴求する書類または報告の提出およびその期限厳守

第5条〔認定要件〕

(1) 加盟クラブの認定は、認定を申請するクラブ（以下、「申請クラブ」という。）が次の各号の全てを充足することの確認によってこれを行う。

- ① 規約第 1 条に定める SVL の目的に賛同していること
- ② 将来に SVL への入会を目指し、かつ SVL の指導を受けながらクラブ SVG ライセンスの被交付に向けた取り組みを進める意思を持っていること

- ③ 取締役会設置の株式会社としての法人格を有していること
 - ④ 第 6 条に定めるホームタウンを予定または決定していること
 - ⑤ 定款が適法かつ適正に整備されていること
 - ⑥ 決算が適法かつ適正に行われて計算書、財務諸表および税務申告書類が作成されるとともに、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いと SVL が客観的に評価できる状態にあること
 - ⑦ 第 4 号に定めるホームタウンを居住地または勤務地とする取締役、または取締役予定者が 1 名以上在籍していること
 - ⑧ 1 名以上の常勤役員と 3 名以上の常勤社員が在籍していること。なお、常勤とは週に 5 日程度を当該法人に勤務することを指し、この常勤役員は代表取締役であることが望ましい
 - ⑨ 主な株主が SVL の経営理念に賛同していること
 - ⑩ 天候、日時を問わず、トップチームが練習する場所を確保できる状態にあること
 - ⑪ 申請クラブの健全な運営と持続的な発展に向けた事業計画および成長戦略が策定されていること
 - ⑫ 普及活動（バレーボールスクール、アカデミーまたはクリニック等）の実績または将来に行う計画があること
 - ⑬ 育成活動（アンダーカテゴリーのチームの保有）の実績または将来に行う計画があること
 - ⑭ 原則として、申請クラブが現に日本クラブバレーボール連盟あるいは日本実業団バレーボール連盟に加盟して活動実績のあるチームを有していること。なお、活動実績のあるチームを譲渡により申請クラブが取得する場合を含む
 - ⑮ 法人が使用するチーム名称（規約第 27 条に定めるものを指す）について、SVL が指定する商標を取得済み、出願中または商標登録出願準備が速やかに始められる状態であることを確認できる資料を SVL へ提出できること
- (2) 申請クラブは、申請にあたり、次の各号を取得しなければならない。
- ① 申請クラブの所属する都道府県バレーボール協会が、前項第 2 号を承認かつ支援することについて具体的に示す文書
 - ② ホームタウンの自治体が、承認かつ申請クラブを支援することについて具体的に示す文書
 - ③ ホームアリーナ（規約第 25 条に定めるもの）を確定することについて、前号の自治体またはアリーナ所有者による承認を具体的に示す文書
 - ④ SVL に入会したとき、規約第 39 条に定めるホームゲームを前号のホームアリーナにおいて相当数開催可能であることについて、第 2 号の自治体またはアリーナ所有者による承認を具体的に示す文書

第6条〔ホームタウン〕

- (1) 準加盟クラブのホームタウンは規約第25条に準ずるものとする。
- (2) 原則として、準加盟認定時のホームタウンを変更することはできないが、やむを得ず変更または追加を必要とするときは、事前に理事会の承認を得るものとする。

第7条〔登録料〕

- (1) 認定済の準加盟クラブがその地位の継続を希望するときは、シーズンの始めに年間分（対象年の7月1日～翌年6月30日までの期間分）の登録料60万円を当年の7月末までに一括でSVL宛に支払うものとする。
- (2) 新規に認定された準加盟クラブは、認定された日から1か月以内に、認定シーズン分の登録料として、認定された日の属する月から翌6月までの月数に5万円を乗じた金額を一括でSVL宛に支払うものとする。ただし、6月に認定された場合は認定シーズン分と翌シーズンの年間登録料を合算した金額として65万円を、7月に認定された場合は認定シーズンの年間登録料60万円を、それぞれ認定された日から1か月以内に一括でSVL宛に支払うものとする。
- (3) 前2項について、一度納入した登録料は理由の如何を問わず返還しない。

第8条〔準加盟の申請〕

- (1) 準加盟クラブの認定の申請は、SVLが別に指定する書類の提出をもって、随時行うことができる。
- (2) クラブSVGライセンスを有していないクラブが、クラブSVGライセンスの交付の申請をするときは、交付対象シーズンの前年の10月31日までに準加盟クラブの認定を得ていなければならない。

第9条〔審査および認定〕

- (1) SVLは、前条により申請クラブが提出した書類に基づき、次の各号の審査を行う。
 - ① 経営実態、財務状況、資金繰り、チーム戦力、ガバナンス、入場者数実績および組織体制に関する調査
 - ② 代表取締役の聴聞
 - ③ ホームタウンの自治体責任者の聴聞
 - ④ ホームアリーナおよび練習場等に関する現地調査
 - ⑤ チームが所属する都道府県バレーボール協会の実務責任者の聴聞
 - ⑥ 地域活動および育成普及活動に関する調査
 - ⑦ その他SVLが必要と認める事項
- (2) 前項はクラブライセンスダイレクターおよびクラブライセンス事務局が調査および聴聞を実施し、クラブライセンスダイレクターが認定可否の原案を作成して、その妥当性について

てクラブライセンス諮問会に諮問して答申を求め、理事会に提出する。

- (3) 前項の答申に基づき、理事会は原則として申請日の 90 日後までに準加盟クラブ認定の可否を最終決定する。
- (4) SVL は、前項を速やかに申請クラブに対して書面で通知する。

第 10 条〔認定の停止および取消〕

- (1) 準加盟クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、SVL は理事会の決議をもって当該クラブの認定を停止または取消することができる。なお、認定の停止は停止日から最大 1 年間とする。
 - ① SVL の名誉を傷つけ、または SVL の目的に反する行為があったとき
 - ② 第 5 条に定める認定要件を充足しなくなったとき
 - ③ 第 4 条に定める義務に違反したとき
 - ④ 支払期日までに登録料の納付をしなかったとき
- (2) 前項の規定によりが認定の停止または取消しようとするときは、SVL はその議決を行う理事会以前に当該準加盟クラブに対して弁明の機会を与えなければならない。
- (3) 前 2 項の規定により認定の停止または取消したときは、SVL は当該クラブに書面で通知するとともにその事実と理由を公表する。

第 11 条〔脱退〕

- (1) 準加盟クラブは、代表理事に書面で届け出ることによりいつでも準加盟を脱退することができる。
- (2) 前項において、SVL はその事実を公表するとともに、当該クラブは脱退した日から最低 2 年間は再度の準加盟クラブの認定の申請をすることができない。

第 12 条〔改正〕

本規程の改正は理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 13 条〔施行〕

本規程は 2024 年 7 月 1 日から施行する。

附則

〔制定〕

2024 年 5 月 15 日制定

〔改正〕

2025 年 7 月 1 日

2026 年 7 月 1 日